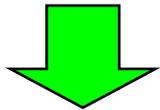


# 新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み

## I 放射線起因性の判断

### 1 積極的に認定する範囲

- ① 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
- ② 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
- ③ 原爆投下より、約100時間経過後から約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者



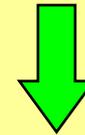
これらの者については、以下の**7疾病**に罹患した場合は、**積極的に認定**

- 1) 悪性腫瘍(固形がんなど)
- 2) 白血病
- 3) 副甲状腺機能亢進症
- 4) 放射線白内障(加齢性白内障を除く)
- 5) 放射線起因性が認められる心筋梗塞
- 6) 放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症 (※)
- 7) 放射線起因性が認められる慢性肝炎・肝硬変 (※)

(※)21年6月の「新しい審査の方針」の改定により追加

### 2 総合的に判断

「積極的に認定する範囲」に該当する場合以外の申請の場合



起因性を**総合的に判断**

(申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案)

## II 要医療性の判断

当該疾病等の状況に基づき、個別に判断

# 新旧審査の方針の比較

## (旧) 審査の方針 (平成13年5月)

### 1. 基本的な考え方

原因確率及びしきい値を目安として、疾病の放射線起因性に係る「高度の蓋然性」の有無を判断。

#### ※原因確率

- ・疾病の発生が、原爆放射線の影響を受けている蓋然性があると考えられる確率  
(がん、白血病、副甲状腺機能亢進症に適用)
- ・性別、被爆時年齢、被曝線量により疾病ごとに算出
- ・原因確率50%以上 → 一定の健康影響を推定
- ・原因確率10%未満 → 可能性が低いものと推定
- ・ただし、機械的に適用して判断するのではなく、申請者の既往歴、環境因子、生活歴等も総合的に勘案。

#### ※しきい値

- ・一定の被曝線量以上の放射線を被曝しなければ、疾病等が発生しない値(放射線白内障に適用)

※原因確率・しきい値が設けられていない疾病については、申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を勘案して個別に判断。

### 2. 要医療性

当該疾病等の状況に基づき、個別判断。

## 新しい審査の方針 (平成20年4月より運用開始)

○被爆者援護法に則り、より被爆者救済の立場に立ち、原因確率を改め、被爆の実態により一層即したものとする。

### 1. 放射線起因性

#### ○積極的に認定する範囲

- ・被爆地点が3.5km前後である者
- ・爆心地付近に約100時間以内に入市した者
- ・その後1週間程度以上滞在した者が、以下の7疾患に罹患した場合には積極的に認定。

がん、白血病、副甲状腺機能亢進症  
放射線白内障、心筋梗塞、  
甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変

○上記に該当しない場合、申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して個別に判断。

### 2. 要医療性

当該疾病等の状況に基づき、個別判断。

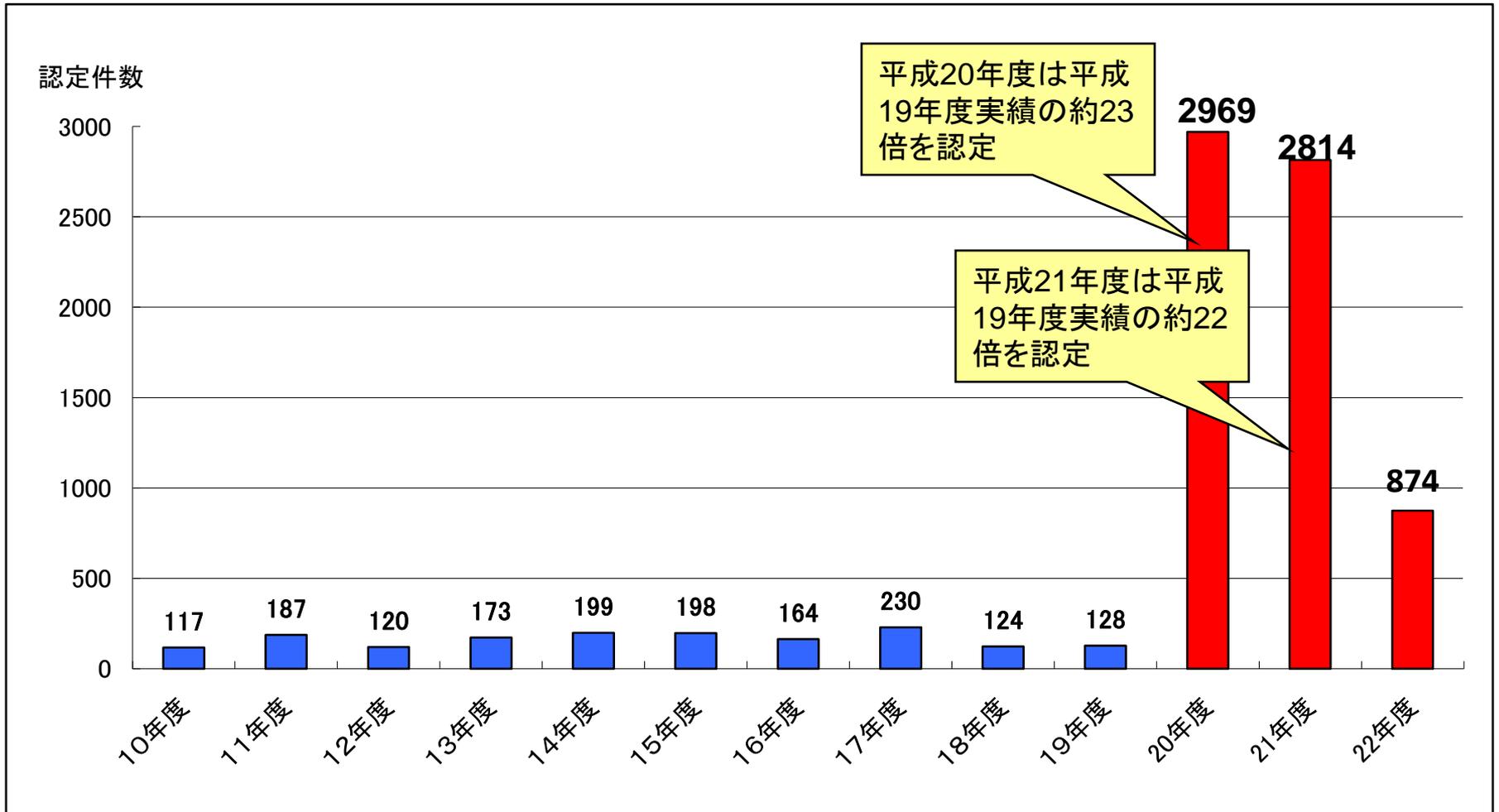
年間平均約180件  
程度の認定

約23倍

平成20年度、平成21年度は  
それぞれ約3000件程度を認定

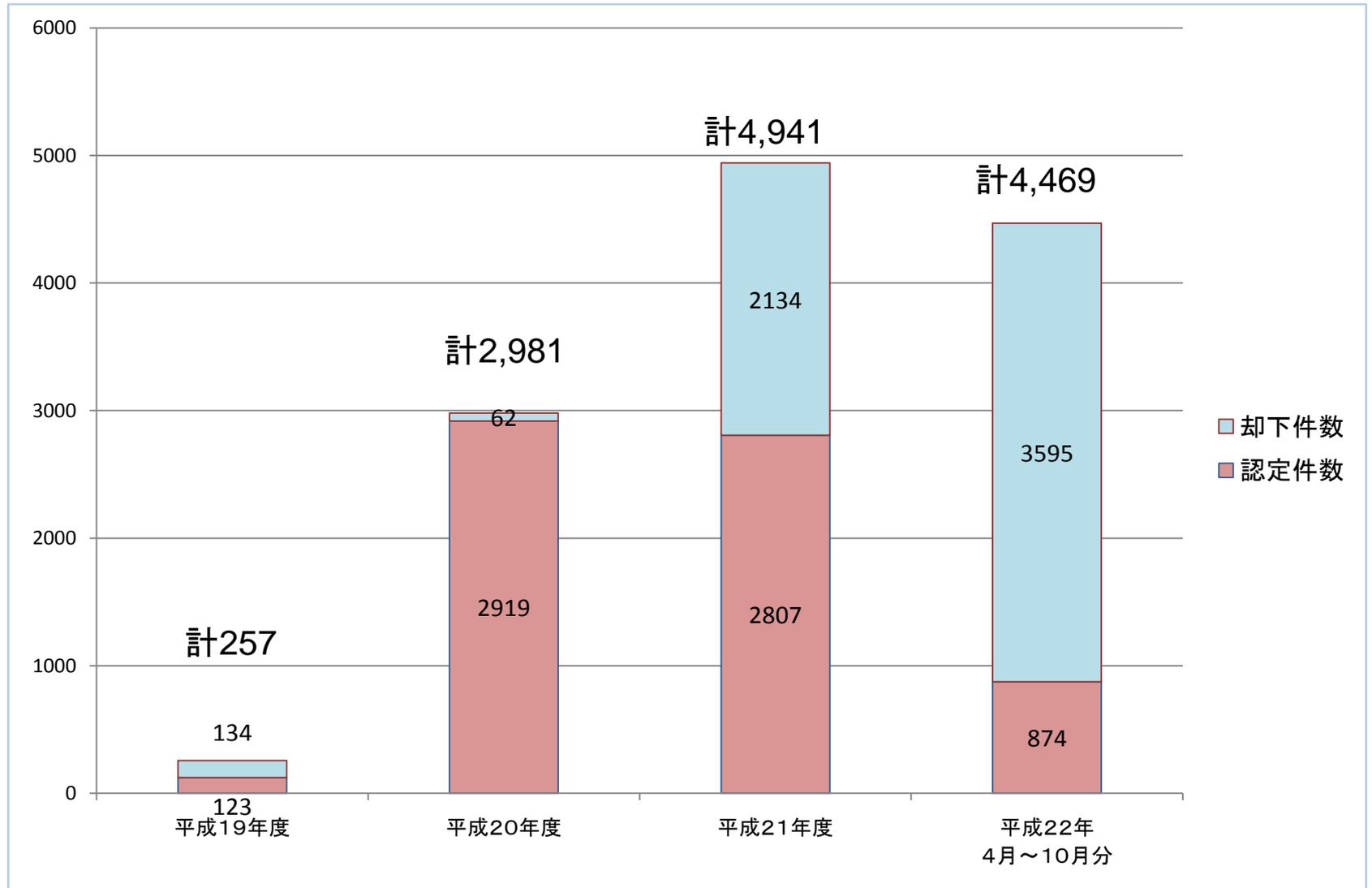
## 原爆症の認定件数

・平成20年4月以降、22年10月までで、合計6,657件を認定



※平成18年度から平成21年度までは異議申立ての容認件数を含む。

# 原爆症の認定件数及び却下件数



# 4 原爆症認定における行政認定と 司法判断の乖離

# 原爆症認定における行政認定と司法判断の乖離

## 1 原爆症認定の仕組み

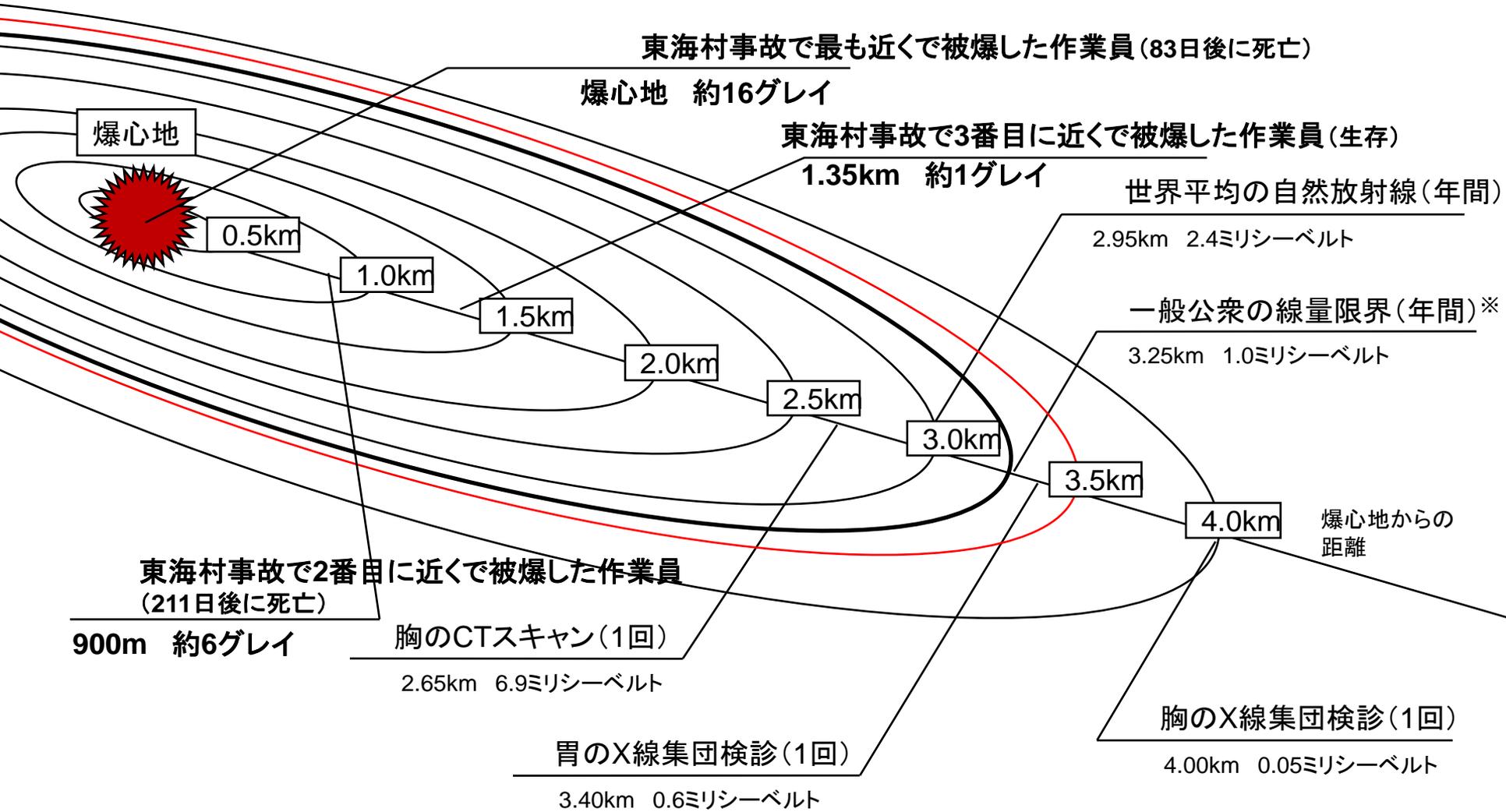
- 原子爆弾被爆者医療分科会が「審査の方針」に基づき専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定。  
法律上の要件は、① 放射線起因性（被爆者の疾病が原爆放射線に起因していること）  
② 要医療性（現に医療を要する状態にあること）
- 「審査の方針」は、一昨年3月の新方針の策定・昨年6月の改定により、積極的に認定できる疾病等の範囲を、科学的に許容できる限度まで拡大。

## 2 行政認定と司法判断との乖離

- 科学的合理性(審査の方針)に基づく行政の認定と、個別事案の救済を旨とする司法判断の間に隔たりが生じている。
- 具体的には、行政の認定において被曝線量や疾病の特性に照らして放射線起因性が認められないとされたケースについて、裁判では認定を認める判決を相次いで示している。

「審査の方針」に基づく行政認定	司法判断の論理
<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>最新の科学的知見</u>に基づき、客観的に認定。</li><li>○ <u>放射線起因性</u>について、 ① <u>被曝線量</u>（爆心地からの距離等により判断 ※） ② <u>個別疾患の特性</u> が<u>科学的知見に基づく一定範囲のものであれば、起因性あり</u>として積極的に認定。 ※ 爆心地からの距離による放射線の線量と影響 ※ 医療分科会委員は、医学的・科学的見地からは、司法の判断は極めて疑問との意見。</li><li>○ 医療の必要性—当該疾病に対する医療を現に必要とする状態にあるか確認。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 各事案の<u>個別事情を重視</u>して判断。 ※ 原告の個別事情に基づき救済することを旨としており、判決の相互間でも矛盾する判断が示されているものも見られる。</li><li>○ <u>放射線起因性</u>について、動物実験なども材料に、「<u>因果関係が否定できなければ起因性あり</u>」との論理で認定。 ※ 判決においては、 ① 科学的には放射線による影響が積極的に証明できない案件（爆心地からの距離が3.5kmを超えているものなど） ② 現在の科学的知見からは放射線起因性が積極的に証明できない疾病（糖尿病、椎間板ヘルニア等）に係る案件についても、訴えを認めている。</li></ul>

# 放射線の線量と影響について(広島)



※一般公衆の線量限界(年間)：放射線従事者でない一般人が許容できるとされる被曝量(年間)  
(ICRP(国際放射線防護委員会)1990年勧告による)

# 放射線起因性に関する行政認定と司法判断の比較

## 「審査の方針」に基づく行政の認定

- ① 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
- ② 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
- ③ 原爆投下より、約100時間経過後から約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者



以下の7疾患に罹患し、当該疾病に対する医療を現に必要とする場合は、原爆症として積極的に認定

- ① 悪性腫瘍(固形がんなど)
- ② 白血病
- ③ 副甲状腺機能亢進症
- ④ 放射線白内障(加齢性白内障を除く)
- ⑤ 放射線起因性が認められる心筋梗塞
- ⑥ 放射線起因性が認められる甲状腺機能低症
- ⑦ 放射線起因性が認められる慢性肝炎・肝硬変

## 司法判断(原告勝訴判決)

個別の事情に基づき救済することを旨としており、

- 判決の相互間でも矛盾する判断が示されているものも見られる、
- 放射線起因性について「否定できなければ起因性あり」としている。

### ① 爆心地からの距離が3.5kmを超えているもの

#### 【例】5.0km、肝臓がん

- ・ 黒い雨に打たれていること、急性症状(脱毛、倦怠感、発熱等)の存在から、放射能による影響があり、被曝線量が決して少なくなかったといえると判示。
- ⇔ 一方で、爆心地からの距離が4km台、がんの事例で、国勝訴の判決が複数示されている。

### ② 現在の科学的知見からは放射線起因性が積極的に証明できない疾病に係るもの

#### 【例】3.3km、心不全、糖尿病など

- ・ 放射能に汚染された水や野菜を摂取したこと、急性症状(下痢)があったことから、相当被爆したと判断。この結果、心不全、糖尿病になっても決して不自然ではないということができると判示。
- ⇔ 一方で、爆心地からの距離が2.5km、糖尿病の事例で、国勝訴の判決が示されている。

### 【例】2.9km、椎間板ヘルニアなど

- ・ 放射能に汚染された水を飲んだこと、急性症状(発疹、歯茎出血、腹痛、水溶性の下痢等)があったことから、相当被爆したと判断。この結果、ヘルニアになっても決して不自然ではないということができると判示。

# 判決相互間で矛盾する判断が示されているものがある

## 国勝訴例

- 例1 長崎 直腸癌  
6日後入市
- 例2 岡山 子宮体癌  
直爆4.1km
- 例3 東京 C型肝炎 肝硬変  
直爆2.3km
- 例4 長崎 熱傷瘢痕治癒障害  
直爆1.8km
- 例5 千葉 白内障  
直爆1.2km
- 例6 大阪 糖尿病 高血圧症  
直爆1.3km



## 国敗訴例

- 例1 広島 多重がん  
13日後入市
- 例2 東京 食道がん  
直爆5.1km
- 例3 熊本 慢性C型肝炎  
直爆4.0km
- 例4 広島 左上肢瘢痕拘縮  
直爆1.7km
- 例5 広島 白内障  
直爆1.6km
- 例6 広島 糖尿病 喘息  
肝障害 皮膚炎  
直爆2.5km

# 5 「確認書」の署名と これを受けた対応

## 原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書

- 1 1審判決を尊重し、1審で勝訴した原告については控訴せず当該判決を確定させる。  
熊本地裁判決（8月3日判決）について控訴しない。  
このような状況変化を踏まえ、1審で勝訴した原告に係る控訴を取り下げる。
- 2 係争中の原告については1審判決を待つ。
- 3 議員立法により基金を設け、原告に係る問題の解決のために活用する。
- 4 厚生労働大臣と被団協・原告団・弁護団は、定期協議の場を設け、今後、訴訟の場で争う必要のないよう、この定期協議の場を通じて解決を図る。
- 5 原告団はこれをもって集団訴訟を終結させる。

以上、確認する。

平成21年8月6日

日本原水爆被害者団体協議会

代 表 委 員 坪 井 直

事 務 局 長 田 中 熙 巳

内 閣 総 理 大 臣 麻 生 太 郎  
自 由 民 主 党 総 裁

## 基本方針に係る確認書(H21.8.6)に関する対応状況

	確認書の内容	対応状況
1	<p><b>【控訴の取下げ等】</b>            1審判決を尊重し、1審で勝訴した原告については控訴せず当該判決を確定させる。            熊本地裁判決(8月3日判決)について控訴しない。            このような状況変化を踏まえ、1審で勝訴した原告に係る控訴を取り下げる。</p>	<p>(国の対応)            ・上告・控訴取下げ、判決確定により順次原爆症を認定。(H22. 9. 22現在で67件)</p> <p>(原告団の対応)            ・各地裁・高裁において、控訴の取下げ等の措置を順次進行中。</p>
2	<p><b>【係争中の扱い】</b>            係争中の原告については1審判決を待つ。</p>	<p>国・原告団の双方は、各地裁において従来どおりの主張を展開。(1審判決が出ればこれに従って対応)</p>
3	<p><b>【議員立法による基金】</b>            議員立法により基金を設け、原告に係る問題の解決のために活用する。</p>	<p>「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」が平成21年12月1日に衆本会議で可決・成立。            同年12月9日に公布、平成22年4月1日施行。</p>
4	<p><b>【定期協議の場】</b>            厚生労働大臣と被団協・原告団・弁護団は、定期協議の場を設け、今後、訴訟の場で争う必要のないよう、この定期協議の場を通じて解決を図る。</p>	<p>平成22年1月14日に第1回定期協議を開催。</p>
5	<p><b>【集団訴訟の終結】</b>            原告団はこれをもって集団訴訟を終結させる。</p>	

# 原爆症認定集団訴訟の確認書までの経過と状況

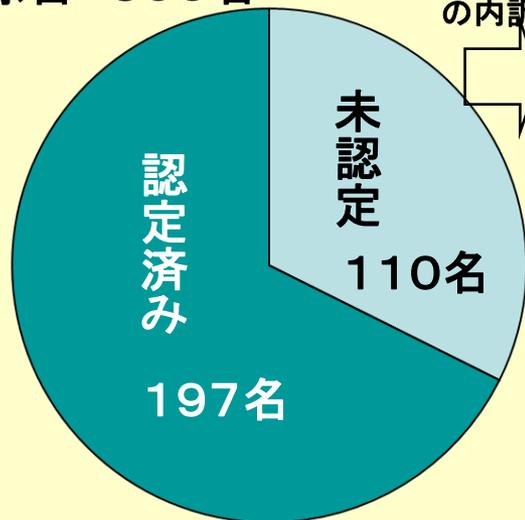
## これまでの経緯

- 平成15年4月以降 原爆症の認定申請を却下された者(306名)が、却下処分の取消し等を求めて、17地裁で集団提訴。
- 平成18年5月以降、大阪をはじめとする12地裁、平成20年5月以降、仙台・大阪・東京高裁において、国が一部又は全部敗訴。
- 平成21年8月6日 総理と被爆者団体との間で「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」に署名。

## 現在の係争状況

確認書(21. 8. 6)前の状況

原告 306名



残り110名の内訳

1審国勝訴

15名

1審国敗訴

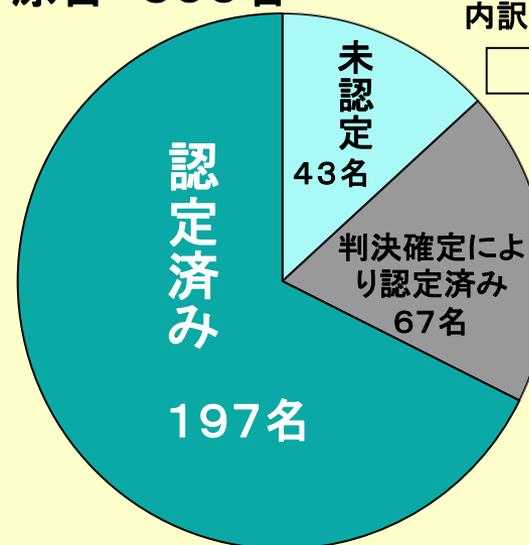
47名

1審係争中

48名

確認書後(22. 9. 22現在)の状況

原告 306名



残り43名の内訳

係争中

22名

最高裁 0名

高裁 1名

地裁 21名

原告の上告・控訴により係争中

敗訴確定(基金へ)

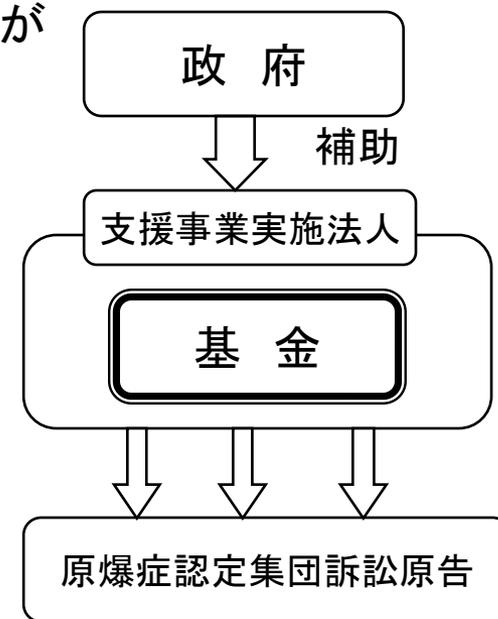
21名

確認書を踏まえ控訴取下げ等

平成22年9月22日現在、取消訴訟において1高裁(1名)、3地裁(21名)で係争中。

# 原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律の概要

- ・ 政府は、原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための支援を行う事業を行うもの（支援事業実施法人）に対し、支援事業に要する費用の一部を補助することができる。
- ・ 支援事業実施法人は、支援事業に関する基金を設け、補助金等をもって当該基金に充てるものとする。
- ・ 平成22年4月1日施行。
- ・ 平成22年度予算額 約3億円



## 附 則

- 2 政府は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の認定等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。